

菊陽町光の森町民センターキャッシュレス決済券売機導入業務 公募実施要領

1 目的

菊陽町光の森町民センターにおける施設使用料の収納について、キャッシュレス決済を導入し、決済方法の選択肢を増やすことにより利用者の利便向上と収納業務の効率化を図ることを目的としています。

なお、今回の導入業者選定においては、価格のみではなく、事業者の業務実績、技術力（タッチパネル画面のデザイン性、セキュリティ等）、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を公募し選定します。

2 業務名

菊陽町光の森町民センターキャッシュレス決済券売機導入業務

3 業務概要

別添仕様書のとおり

4 業務期間

契約書に定める日（令和6年6月1日予定）から令和6年6月30日まで

5 事業費上限額（予算額）

3,064,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 日程

内容	期日等
参加表明書提出期間	本要領公開の日～5月20日（月）午後5時
質疑受付期間	本要領公開の日～5月13日（月）午後5時
質疑回答日	5月15日（水）
企画提案書等提出期限及び参加表明書取下げ期限	5月20日（月）午後5時
プレゼンテーション順通知（一次審査結果通知）	5月22日（水）
プレゼンテーション	5月27日（月）午後1時から
審査結果通知	5月30日（木）予定

7 プロポーザル実施要領

（1）参加意思の表明

- ①プロポーザルへの参加を希望する事業者は、5月20日（月）午後5時までに、8（1）で示す必要書類を提出すること。
 - ②本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、5月13日（月）午後5時までに事務局へ電子メールにて提出すること（様式は任意。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載）。なお、質疑を提出する場合は、参加表明書を質疑提出前に提出しておくこと。参加表明書のない質疑は受け付けない。質疑回答後に参加を取り下げてもペナルティは発生しないこととするが、任意の様式の辞退届に理由（「質疑回答〇番を満たせないため」等）を明記して電子メールで提出すること。
 - ③参加資格要件は、次の（1）～（4）全てを満たす者とします。
 - （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - （2） 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）による指名停止を受けていないこと。
 - （3） 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。
 - （4） 市町村民税等の滞納がないこと。
- （2）プロポーザルの実施と採点方法
- ①プロポーザルの実施日時は、次のとおり。

5月27日（月）午後1時から4時間程度の間での実施を予定しており、事業者ごとに時間を指定する。1社あたり説明35分、質疑15分以内とする。なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。
 - ②応募者が5件以上あった場合は、⑥の採点基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施することとし、その結果は5月22日（水）までに通知する。
 - ③プレゼンテーションで利用する企画提案書は事前に提出したものとし、改変しないこと（PowerPoint や Keynote のアニメーションや動画は可）。
 - ④プレゼンテーション当日の採点は、総務課長、総務部のDX担当課長補佐及び光の森町民センター所長並びに光の森町民センター所長補佐が行うこととする。
 - ⑤見積書による価格比較を行い、採点する。見積書の宛名は「菊陽町長 吉本孝寿」、件名は「菊陽町光の森町民センターキャッシュレス決済券売機導入業務」とすること。
 - ⑥採点基準は別表のとおり。
- （3）優先交渉権者の決定方法
- 予算の範囲内で高得点であったものから優先交渉権者を決定する。

(4) 結果通知

結果は、事業者に電子メール及び書面で通知する。

8 提出書類

(1) 7 (1) ①の必要書類は、次のとおり。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績（様式3）新しいものから最大10件
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 企画提案書（デザインサンプル）

光の森町民センターに適したホーム画面、メニュー画面のデザインサンプルを提出してください。

なお、メニュー画面においては、体育館、健康増進室、地域センター等の利用施設に対応した発券パターンを見やすく配置し、少ない操作で利用したいメニューを選択できる等、操作性を重視します。

- ⑥ 見積書（様式は任意だが、積算内訳が分かるようにしておくこと）

(2) 提出方法

紙帳票を持参又は郵送。

同じものを電子メールで提出すること。

9 参加者の失格

次の事項の一に該当した場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 談合等の不正行為があった場合

10 留意事項

- (1) 本提案にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (3) 審査に対して異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも応じないこととする。
- (4) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。また、情報公開

請求の対象としない。

(6) 参加者が1者だったことを理由とした再プロポーザルは実施しない。

11 事務局

菊陽町 住民生活部 光の森町民センター

〒869-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目1番地1

電話 096-237-6555

電子メール shisho (at_mark)town.kikuyo.lg.jp

※迷惑メール防止対策です。(at_mark)を@に置き換えてください。

別表 採点基準

区分	評価項目	評価の視点	配点	区分配点
(1) 業務実施体制	①業務理解度	本業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。	5	25
	②実施体制	本業務を履行する上で、十分な実施体制での提案となっているか。	10	
	③業務実績	同種・類似業務で十分な実績を有しているか。	5	
	④導入スケジュール	具体的で無理のない導入計画が示されているか。	5	
(2) 提案内容	①機械調達・設定・設置及び機器構成	調達する機器及び機器の構成は、仕様書記載の機器要件を満たしており、利用者の使いやすさと窓口職員の効率的な運営及び職員の事務負担軽減を重視したものであるか。	15	45
	②サポート体制	サポート体制は仕様を満たした提案となっており、機器類及びキャッシュレス決済を円滑に使用していくための対応となっているか。	15	
	③独自提案	業務遂行のための有効な独自提案か。（ただし、見積限度額内で実現可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。）	15	
(3) 費用	①導入費用	本プロポーザル対象業務に係る費用は適切な額が計上されているか。	10	10
(4) 要件審査	①接続環境	キャッシュレス決済及び周辺機器との接続に当たり、光の森町民センターに適したものとなっているか。	10	10
	②メニュー画面の設定変更	メニュー画面の設定変更は職員側で安易に行うことが可能であるか。	10	10
			100	100